



そうだ! 創業しよう!



Point 1 ワンストップ、ワンパッケージで創業支援!

創業プラン策定、融資相談、また税理士、コンサルタントなど専門家の無料派遣による相談など、創業に関するあらゆる相談をワンストップで受けております。もちろん創業後の経営相談にも対応いたしますので、創業前からの経営に関するワンパッケージでの伴走支援を行います。

相談内容の例

- ・創業プラン(計画書)の作り方
- ・創業時に必要な資金の調達方法(公的融資制度)
- ・立地・空き店舗情報に関すること
- ・創業時の手続き
- ・記帳・税務に関すること
- ・創業後の経営指導 など…

Point 2 創業塾、セミナーを全県で展開!

県内各地域で創業塾(5日程度の継続講義)、創業セミナー(半日~1日)を開催します。いずれも創業ノウハウをギュッと凝縮した内容で実施します。創業塾の受講修了者には県制度融資(開業支援資金)の金利優遇の特典もあります。

開催案内については下記ホームページにて随時お知らせします

※裏面のQRコードより確認をお願いします。

Point 3 優れたビジネスプランの創業者には助成金でサポート!

地域ニーズにマッチした事業や、街の賑わい創出につながる事業、独自性のある事業などの創業をお考えの場合、そのビジネスプランによっては、下記を上限に対象経費を助成します。

- 一般型の場合 …………… **50万円**
- 中心商店街空き店舗活用型の場合 ……+25万円
- UIターン型の場合 ……………+25万円
- 女性・若者による創業の場合 ……………+25万円
- 従業員を雇用する場合 ……………+15万円
- 地域課題解決型の場合 …… **100万円**

※一般型を基本とし、他要件に該当することに助成上限額を加算します。(最大140万円)

※応募制となります。審査会(7月中旬催)で採択された方に交付されます。助成金採択者には県制度融資(開業支援資金)の金利優遇の特典もあります。詳しくは各商工会議所、商工会まで。

Point 4 県内支援機関との連携で創業・経営をサポート!

- ・日本政策金融公庫(融資制度)
- ・山形県信用保証協会(融資制度、保証制度)
- ・山形県企業振興公社(専門家派遣制度、創業施設)
- ・山形県中小企業団体中央会(企業組合設立)
- ・山形エリアマネジメント協議会
- ・庄内地域産業振興センターなど



助成金、融資制度はじめ、右記メニューの利用には一定の要件があります。

商工会議所・商工会が、皆さんの創業を伴走支援します!

山形県内の商工会議所では創業をワンストップで支援する「やまがたチャレンジ創業応援センター」を開設しております。創業を志す方が円滑な事業立ち上げを行えるように、窓口相談や、立地・空き店舗の相談、創業塾・創業セミナーの各地域での開催、創業時の助成金など充実の支援メニューで創業をサポートします。

- 山形商工会議所 TEL:023-622-4666
- 酒田商工会議所 TEL:0234-22-9311
- 鶴岡商工会議所 TEL:0235-24-7711
- 米沢商工会議所 TEL:0238-21-5111
- 新庄商工会議所 TEL:0233-22-6855
- 長井商工会議所 TEL:0238-84-5394
- 天童商工会議所 TEL:023-654-3511
- 山形県商工会連合会 TEL:050-3540-7211

詳しい「募集要領」、「申請様式」、「Q&A」は以下のホームページに掲載しております。

(県内の各商工会は裏面をご覧ください)

<https://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen>

山形県 創業

検索

本事業についての詳細は、お近くの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

1 創業助成金

“新たに創業する方”に対して、創業経費の一部を最大6ヶ月間、助成するものです。

(注意) 応募者全員が助成を受けられるわけではありません。応募者の中から審査会にてビジネスプラン等の審査を行い採択者を決定いたします。

対象者・要件

- 市場やニーズをとらえ、需要を創出するビジネスプランであること。
- 創業後の事務所、店舗、工場等の事業拠点が県内にあること。
- 創業する事業が対象外業種に該当しないこと。
- 創業する事業が関係法令または公序良俗に反することなく地域社会に貢献するものであること。
- 令和6年中の創業が確実であること。(既創業者は令和5年6月24日以降の創業であること)
- 国税、地方税等の滞納がないこと。
- 創業後も継続して商工会議所、商工会へ入会し、支援を受けること。など

助成内容

メニュー名	内容	助成率	助成上限額
● 一般型 ※1,2	小規模な事業の創業	創業に係る経費 ※4 の1/2以内 ※2	50万円
① 中心商店街空き店舗活用型	地域の中心商店街内にある空き店舗での創業 ※3	創業に係る経費 ※4 の2/3以内 ※2	+25万円
② UIターン型	居住地を県外から県内へ移転しての創業 (令和5年1月1日以降に移転した方)		+25万円
③ 女性・若者創業型	女性または35歳未満の若者による創業		+25万円
④ 雇用創出型	従業員を雇用する創業 (雇用保険の適用を受ける場合)		+15万円

※1 一般型を基本とし、①～④の各要件に該当することに助成上限額を加算します。(最大140万円)

※2 ①～④のいずれか(またはすべて)に該当した場合は補助率が2/3に移行します。

※3 その店舗が中心商店街に該当するかは各商工会議所、商工会へお問い合わせください。

※4 対象となる経費は、内・外装設備、店舗等家賃、水道光熱費、従業員の人件費、チラシなどの広告宣伝費、展示会等への旅費、リース料などです。土地・建物取得、機械等の減価償却資産取得、役員報酬、専従者給与等には充当できません。

メニュー名	内容	助成率	助成上限額
● 地域課題解決型	地域の課題解決に繋がる創業	助成対象経費の1/2以内	100万円

※ 令和5年8月1日から令和6年6月21日まで県内へ移住した方。

※ 山形県移住支援事業の「移住支援金」の支援要件のうち、①移住元及び②移住先の要件を満たしていること。

上記の助成金については、記載以外にも要件等がありますので、関心をお持ちの方は、ぜひ商工会議所、商工会へお問い合わせください。
(募集要領や申請様式はホームページからダウンロードもできます)

申請受付期間 令和6年5月10日(金)～6月21日(金) 17:00まで(必着)

申請先 開業予定地の商工会議所、商工会

申請にあたっては、必ず商工会議所・商工会にて「複数回(最低3回)の相談および指導を受けること」が必要です。

2 県内各地域で実施する創業塾、創業セミナー

※日程が決まり次第ホームページ等でお知らせします。
※オンラインで開催される場合があります。

右記方法よりセミナーの日程が確認できます。



●パソコンから
各商工会議所公式ホームページよりお願いします。



●スマートフォンから
カメラアプリ等で右の二次元コードを読み取ってください。



● このほか、商工会や市町村で開催される場合がありますので、以下の商工会または市町村へお問い合わせください。

県内商工会一覧

上市市商工会 TEL 023-672-2057 山辺町商工会 TEL 023-664-5939 中山町商工会 TEL 023-662-2207 村山市商工会 TEL 0237-55-4311
 東根市商工会 TEL 0237-43-1212 尾花沢市商工会 TEL 0237-22-0128 大石町商工会 TEL 0237-35-2131 寒河江市商工会 TEL 0237-86-1211
 河北町商工会 TEL 0237-73-2122 西川町商工会 TEL 0237-74-3135 朝日町商工会 TEL 0237-67-2207 大江町商工会 TEL 0237-62-4128
 もがみ南部商工会 最上事務所 TEL 0233-43-2184・舟形事務所 TEL 0233-32-2242・大蔵事務所 TEL 0233-75-2162
 もがみ北部商工会 真室川事務所 TEL 0233-62-2347・金山事務所 TEL 0233-52-2349・鮭川事務所 TEL 0233-55-2032・戸沢事務所 TEL 0233-72-2665
 南陽市商工会 TEL 0238-40-3232 高島町商工会 TEL 0238-52-0576 川西町商工会 TEL 0238-46-2020 小国町商工会 TEL 0238-62-4146
 白鷹町商工会 TEL 0238-85-0055 飯豊町商工会 TEL 0238-72-3000 庄内町商工会 TEL 0234-42-2556
 出羽商工会 TEL 0235-33-2117・藤島支所 TEL 0235-64-2130・三川支所 TEL 0235-66-3795・羽黒支所 TEL 0235-62-4252・櫛引支所 TEL 0235-57-2833
 朝日支所 TEL 0235-53-3580・温海支所 TEL 0235-43-2411 遊佐町商工会 TEL 0234-72-4422 酒田ふれあい商工会 TEL 0234-52-3012